

新型コロナウイルス感染症対策に関する政策・制度要求について

1. 政府、自治体は緊急事態の宣言・解除または蔓延防止等重点措置の導入に当たって、正確かつ迅速に情報を公開し、市民とのコミュニケーションの確立に努めること。
2. PCRなどウイルス検査体制の充実、とりわけ変異株検査を充実させるため、保健所と医療機関の連携を強化すること。
3. ワクチン接種の順位は、医師、看護師、高齢者に加えて介護、保育従事者を含むエッセンシャル・ワーカーを優先すること。
4. ワクチン接種にあたっては、副反応に関する調査研究と説明を周到に行い、接種を希望する者に行うこと。
5. 軽症や無症状のウイルス陽性者の一時収容が可能な施設を予め設定すること。また在宅療養患者について遺漏のない経過管理を実施すること。
6. 重篤化した患者の措置に速やかに対応できるように、専門病床や人工呼吸器などの医療器材の充実をはかること。
7. 普遍的な公衆衛生制度を確立するため、94年の改正「地域保健法」以降の公衆衛生態勢を検証し、医療・保健施設の整備や研究機関の充実に向け、人材育成を含めた政策を推進すること。
8. 新たな感染症予防や拡大防止に向け、迅速なワクチン、治療薬（抗ウイルス剤）の開発ができるよう研究体制を整えること。

以上